

令和 6年 2月 6日

姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ペット火葬施設の設置等に関する行政指導の基準を定め、ペット火葬施設事業者及び移動ペット火葬事業者に対し、近隣住民等の生活環境保全の見地から必要な指導を行うことにより、快適な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼育されている犬、猫、うさぎ、ハムスター等の動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット火葬施設 ペットの死骸を火葬するための焼却炉を有する施設をいう。
- (3) ペット火葬施設事業者 ペット火葬施設を設置し、又は運営してペットの死骸の火葬を行う事業者をいう。
- (4) ペット火葬車両 ペットの死骸を火葬するための焼却炉を有する車両をいう。
- (5) 移動ペット火葬事業者 ペット火葬車両を使用してペットの死骸の火葬を行う事業者をいう。
- (6) 近隣住民等 ペット火葬施設を設置しようとする土地の敷地境界線からの距離が100メートルの範囲内にある土地を所有し、又は占有する者及び当該範囲内にある建物を所有し、使用し又は居住する者をいう。

(ペット火葬施設の設置者等の責務)

第3条 ペット火葬施設事業者及び移動ペット火葬事業者は、ペット火葬施設及びペット火葬車両の設置等及びその運営に際しては、法令を遵守し、かつ、周辺的生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

2 ペット火葬施設事業者及び移動ペット火葬事業者は、ペット火葬施設及びペ

ット火葬車両の設置等及びその運営に関し紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(ペット火葬施設の設置に係る事前協議)

第4条 新たにペット火葬施設を設置しようとする者は、当該ペット火葬施設の設置に係る工事を開始する日の3か月前までに、ペット火葬施設設置事前協議書(様式第1号)を市長に提出し、事前に協議を行うものとする。

(ペット火葬施設の設置に係る標識の設置)

第5条 前条の規定により市長と協議を行った者(以下「事前協議者」という。)は、当該協議終了後、速やかにペット火葬施設を設置しようとする敷地内の公衆の見やすい場所に、ペット火葬施設の設置に係る計画の概要を記載した標識を設置し、当該計画を公開するものとする。

2 前項の標識は、新たに設置するペット火葬施設において事業を開始する日まで継続して設置するものとする。

(ペット火葬施設の設置に係る説明会の開催)

第6条 事前協議者は、ペット火葬施設の設置に係る工事を開始する日の30日前までに近隣住民等に対し、当該設置の計画に係る説明会を開催するものとする。

2 前項の規定により説明会を開催した者は、当該説明会の終了後、速やかにペット火葬施設設置説明会報告書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(ペット火葬施設の届出)

第7条 事前協議者は、前条第1項の規定による説明会を開催した後に、ペット火葬施設設置届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った者に対して、ペット火葬施設設置届出確認書(様式第4号)を交付するものとする。

(ペット火葬施設の設置に係る工事完了報告)

第8条 前条第1項の規定により届出を行った者は、ペット火葬施設の設置工事を完了したときは、速やかにペット火葬施設設置工事完了報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(ペット火葬施設の整備基準)

第9条 ペット火葬施設事業者は、ペット火葬施設の整備に関して、次に掲げる

基準を遵守するものとする。

(1) ペット火葬施設の敷地の境界線から100メートルの範囲内に、次に掲げる建物が無いこと。

ア 人が現に居住し、又は使用している建物（公共的施設を除く。）。ただし、当該建物に居住する世帯の世帯主の総数の3分の2以上の同意を得ているときは、この限りでない。

イ 学校、病院その他の公共的施設

(2) ペット火葬施設に隣接する土地及び建物の所有者及び占有者の同意を得ること。

（ペット火葬施設の構造基準）

第10条 ペット火葬施設事業者は、ペット火葬施設における焼却炉の構造に関して、次に掲げる基準を遵守するものとする。

(1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉の内部と外気が接することがなく、焼却炉の燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。

(2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われているものであること。

(3) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

(4) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(5) 脱臭対策として二次燃焼室又はこれと同等以上の機能を有する装置が設けられていること。

（ペット火葬車両の届出）

第11条 新たにペット火葬車両を使用してペットの死骸の火葬をしようとする（移動ペット火葬事業者が、ペット火葬車両を追加しようとする場合を含む。）者は、あらかじめ、ペット火葬車両使用開始届出書（様式第6号）を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った者に対し、ペット火葬車両使用開始届出確認書（様式第7号）を交付するものとする。

（移動ペット火葬事業者の運営基準）

第12条 移動ペット火葬事業者は、ペット火葬車両を使用してペットの死骸の火葬を行う場合、次に掲げる基準を遵守するものとする。

- (1) ペット火葬車両にペット火葬車両使用開始届出確認書又は移動ペット火葬事業者承継届出確認書の原本又はその写しを備え置くこと。
- (2) ペット火葬車両による火葬中に車両を走行させないこと。
- (3) 道路若しくは河川の区域内又は学校、病院その他の公共的施設の敷地内でペット火葬車両によるペットの死骸の火葬を行わないこと。
- (4) 所有権、賃借権その他の使用の権原を有する土地又はペットの死骸の火葬を依頼した者が使用の権原を有する土地でペット火葬車両によるペットの死骸の火葬を行うこと。
- (5) 同一の場所において継続的にペット火葬車両によるペットの死骸の火葬を行う場合は、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「ペット火葬施設」とあるのは、「ペット火葬車両により火葬を行う場所」と読み替えるものとする。

(ペット火葬車両に搭載する焼却炉の構造基準)

第13条 移動ペット火葬事業者が、ペット火葬車両に搭載する焼却炉の構造に関して遵守すべき基準については、第10条の規定を準用する。この場合において、同条中「ペット火葬施設における」とあるのは、「ペット火葬車両に搭載する」と読み替えるものとする。

(承継の届出)

第14条 第7条第1項の規定による届出を行った者からペット火葬施設事業者としての地位を譲り受けた者は、速やかにペット火葬施設事業者承継届出書(様式第8号)を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った者に対して、ペット火葬施設事業者承継届出確認書(様式第9号)を交付するものとする。

3 第11条第1項の規定による届出を行った者から移動ペット火葬事業者としての地位を譲り受けた者は、速やかに移動ペット火葬事業者承継届出書(様式第10号)を市長に届け出るものとする。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った者に対し移動ペット火葬事業者承継届出確認書(様式第11号)を交付するものとする。

(廃止の届出)

第15条 第7条第1項又は第11条第1項の規定による届出を行った者は、当該届出を行ったペット火葬施設又はペット火葬車両を廃止したときは、遅滞なくペット火葬施設等廃止届出書（様式第12号）を市長に届け出るものとする。
（報告、調査等）

第16条 ペット火葬施設事業者及び移動ペット火葬事業者は、この要綱の施行に必要な範囲において市長から報告又は調査への協力を求められたときは、これに応じるものとする。
（勧告）

第17条 市長は、この要綱に従わない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年2月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に事業を行っているペット火葬施設事業者については、第4条から第6条まで及び第8条から第10条までの規定は、適用しない。
- 3 前項に規定するペット火葬施設事業者については、第4条の規定により市長と協議を行った者とみなして、第7条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の規定による説明会の実施後」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に事業を行っている移動ペット火葬事業者については、第13条の規定は、適用しない。
- 5 前項に規定する移動ペット火葬事業者については、新たにペット火葬車両を使用してペットの火葬を行おうとする場合とみなして、第11条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

ペット火葬施設設置事前協議書

（宛先）姫路市長

名称（氏名）

住所

代表者氏名

電話番号

ペット火葬施設の設置について事前協議をしたいので、姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱第4条の規定により、次のとおり提出します。

ペット火葬施設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 規 模	k g / 時 間	
説 明 会 開 催 予 定 日	年	月 日
工 事 着 手 予 定 日	年	月 日
工 事 完 了 予 定 日	年	月 日
事 業 開 始 予 定 日	年	月 日

備考 付近見取図及び施設の配置図並びに施設の規模及び構造が分かる図面を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

ペット火葬施設設置説明会報告書

（宛先）姫路市長

名称（氏名）

住所

代表者氏名

電話番号

ペット火葬施設の設置について説明会を実施したので、姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

ペット火葬施設	名称	
	所在地	
説明会	公示方法	
	開催日	年 月 日
	場所	
	出席者	名

備考 説明会での配布資料、出席者名簿及び議事録を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

ペット火葬施設設置届出書

（宛先）姫路市長

名称（氏名）

住所

代表者氏名

電話番号

ペット火葬施設を設置したいので、姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱第7条第1項の規定により、次のとおり提出します。

ペット火葬施設	名 称	
	所 在 地	
ペット火葬施設 運営事業者 （設置者と異なる 場合に記入）	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
施 設 の 規 模	k g / 時 間	
説 明 会 開 催 日	年	月 日
工 事 着 手 予 定 日	年	月 日
工 事 完 了 予 定 日	年	月 日
事 業 開 始 予 定 日	年	月 日

備考 付近見取図及び施設の配置図並びに施設の規模及び構造が分かる図面を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

ペット火葬施設設置届出確認書

様

姫路市長

ペット火葬施設設置届出書について、 年 月 日付けで提出があったことを確認しました。

ペット火葬施設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 規 模		kg / 時間

年 月 日

ペット火葬施設設置工事完了報告書

（宛先）姫路市長

名称（氏名）

住所

代表者氏名

電話番号

ペット火葬施設の設置工事が完了したので、姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱第8条の規定により、次のとおり提出します。

ペット火葬施設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 規 模		kg / 時間
工 事 完 了 日	年 月 日	
事 業 開 始 予 定 日	年 月 日	

備考 付近見取図及び施設の配置図並びに施設の規模及び構造が分かる図面を添付すること。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

ペット火葬車両使用開始届出書

（宛先）姫路市長

名称（氏名）

住所

代表者氏名

電話番号

ペット火葬車両の使用を開始したいので、姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

移動ペット火葬 事業者	名称	
	所在地	
車両の概要	ペット火葬 車両	車種 車両番号
	車両の規模	kg/時間
	火葬場所	
事業開始予定日	年 月 日	

備考 焼却炉の規模及び構造が分かる図面を添付すること。また、同一の場所において継続的に火葬を行う場合は当該場所の付近見取図及びペット火葬車両の配置図を添付すること。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

ペット火葬車両使用開始届出確認書

様

姫路市長

ペット火葬車両使用開始届出書について、 年 月 日付けで提出があったことを確認しました。

移動ペット火葬 事業者	名 称	
	所 在 地	
車 両 の 概 要	ペット火葬 車 両	車 種 車両番号
	車両の規模	kg / 時間
	火 葬 場 所	
事 業 開 始 予 定 日	年 月 日	

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

ペット火葬施設事業者承継届出書

（宛先）姫路市長

名称（氏名）

住所

代表者氏名

電話番号

ペット火葬施設事業者の地位を譲り受けたので、姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱第14条第1項の規定により、次のとおり提出します。

ペット火葬施設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 規 模		kg / 時間
承 継 日		年 月 日
被 承 継 者		
事 業 開 始 予 定 日		年 月 日

備考 付近見取図及び施設の配置図並びに施設の規模及び構造が分かる図面を添付すること。

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

ペット火葬施設事業者承継届出確認書

様

姫路市長

ペット火葬施設事業者承継届出書について、年 月 日付けで提出
があったことを確認しました。

ペット火葬施設	名 称	
	所 在 地	
施 設 の 規 模		kg / 時間
承 継 日		年 月 日
被 承 継 者		
事 業 開 始 予 定 日		年 月 日

移動ペット火葬事業者承継届出書

（宛先）姫路市長

名称（氏名）

住所

代表者氏名

電話番号

移動ペット火葬事業者の地位を譲り受けたので、姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱第14条第3項の規定により、次のとおり提出します。

移動ペット火葬 事業者	名 称	
	所 在 地	
車 両 の 概 要	ペット火葬 車 両	車 種 車両番号
	車両の規模	kg / 時間
	火 葬 場 所	
承 継 日	年 月 日	
被 承 継 者		
事 業 開 始 予 定 日	年 月 日	

備考 焼却炉の規模及び構造が分かる図面を添付すること。また、同一の場所において継続的に火葬を行う場合は当該場所の付近見取図及びペット火葬車両の配置図を添付すること。

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

年 月 日

移動ペット火葬事業者承継届出確認書

様

姫路市長

移動ペット火葬事業者承継届出書について、年 月 日付けで提出
があったことを確認しました。

移動ペット火葬 事業者	名 称	
	所 在 地	
車 両 の 概 要	ペット火葬 車 両	車 種 車両番号
	車両の規模	k g / 時間
	火 葬 場 所	
承 継 日	年 月 日	
被 承 継 者		
事 業 開 始 予 定 日	年 月 日	

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

ペット火葬施設等廃止届出書

（宛先）姫路市長

名称（氏名）

住所

代表者氏名

電話番号

ペット火葬施設又はペット火葬車両を廃止したので、姫路市ペット火葬施設の設置等に関する指導要綱第15条の規定により、次のとおり提出します。

廃止施設等	ペット火葬施設 ・ ペット火葬車両
廃止日	年 月 日
廃止施設等の概要	